

～相模原市とまちづくり、してみませんか～

相模原市

協働事業提案制度

～令和6年度募集要領～



自分のアイデア
を形にしたい！



さがみはらをもっといい街
にしたい！



みんなの悩みの
タネを解決
したい！

市民提案型協働事業の提案を希望される方は、必ず事前相談の
手続きが必要です。

◎令和7年度開始事業の提案を希望される方は、

4月30日(火)までに事前相談シートをご提出ください。

◎令和8年度以降開始事業についても随時相談を受け付けています。

次のような事業が対象です。

- ◎5人以上の会員で構成され、1年以上の活動実績がある団体が行う事業
- ◎営利を目的とせず、地域や社会の課題解決につながる公益的な事業
- ◎団体と行政が課題認識や目的を共有することができ役割分担して進めることで相乗効果を見込める事業



目 次

1	協働事業提案制度とは？	1
2	協働事業のメリットは？	1
3	ピックアップ協働事業	2
4	提案の募集区分	4
5	提案者の要件	5
6	提案事業の要件	6
7	提案から実施までの流れ	7
8	事前相談	8
9	提案受付	9
10	事業継続・実施期間	9
11	経費	10
12	提案書等の公開	13
13	審査	13
14	総合計画該当チェック	14
15	よくある質問	16
16	過去の採択事業	18

この募集要領や第1号様式～第5号様式などの電子データは、市ホームページ
[市政情報](#)—[市政への参加・連携](#)—[市民協働](#)—[協働事業提案制度の概要](#)から
ダウンロードできます。

(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/partnership/1004938/index.html)

協働事業提案制度は補助制度ではありません。 行政とともに、課題解決に取り組む制度です。

※補助制度

市民の自主的な活動について、市が公益上必要であると認めた場合に、資金的な支援を行うもの

◎仕様作成⇒市民 ◎事業実施者⇒市民 ◎資金⇒市

※協働事業提案制度

市民からの事業提案を受け、市民と市で目的を共有した上で最も適切な手法を協議し、事業の仕様を作成。それぞれの特性を生かし役割分担して実施するもの

◎仕様作成⇒市民と市の協議 ◎事業実施者⇒市民と市が役割分担

◎資金⇒市民と市で出し合う

1 協働事業提案制度とは？

みんなが悩んでいる公共的課題を市民と行政が協働して解決する！

様々な人が暮らす地域には、福祉や環境、防犯、地域振興など多種多様な分野にわたり、多くの市民の皆さんに関係する公共的課題があります。

協働事業提案制度は、こうした地域課題や社会的課題に対し、市民の皆さんの豊富な資源(経験・知識・人材・情報など)を活かし、行政と協働(役割分担)することによって、効果的に解決していくためのひとつの仕組みです。

協働事業提案制度では、市民の皆さんから事業提案をいただき、成案化・実施・評価・検証の段階に至るまでのプロセスを、公開の原則の下に実施していきます。

2 協働事業のメリットは？

市民活動団体にとってのメリット

- 行政が持つ情報や知識を活用し、事業を実施することで、ノウハウの蓄積が可能になります。また、制度活用推進団体のサポートが受けられます。
- 行政との協働事業を実施することで、市民からの信頼を得られ、団体としての評価が高まります。また、広報や会場の確保、費用などを行政と役割分担することで、事業の実現性が高まるとともに、より効果的な事業が期待できます。

行政にとってのメリット

- 多様化する市民ニーズに柔軟に対応した公共サービスの提供が可能になります。
- 市民活動団体と協働することで、団体の活動方法や考え方を知ることができ、事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

◆◆ 制度活用推進団体とは？ ◆◆

相模原市では、協働事業提案制度を、公募により選考された「制度活用推進団体」との協働で運営しています。制度活用推進団体は、提案の成案化・事業化を推進し、新たな協働事業の創出を図るため、提案段階でアドバイスを行うほか、協働事業実施後もサポートをしていきます。

現在の制度活用推進団体は「NPO 法人市民フォーラムさがみはら」です。相談を希望される場合は以下にご連絡ください。

- ・代表理事 畠山 昇 連絡先 090-1054-9208
- ・事務局長 中島 謙一 連絡先 042-776-2456
- ・団体HP <https://www.facebook.com/NpoFaRensagami>

3 ピックアップ協働事業

ピックアップ

協働事業①

津久井里山体験ツアー運営による地域活性化事業

一般社団法人藤野観光協会
+
緑区役所区政策課

藤野地区で行っている里山体験ツアーを津久井地域の観光資源を活用し、津久井全域に広げることで、津久井地域の活性化及び観光を通じたさまざまな交流促進を図る事業

協働だから「よかった」こと

【団体】

中山間地域の活性化は市の重点政策の一つ、私たちが挑戦する里山体験ツアーは津久井地域の活性化につながる具体的な取組み、この二つが見事にマッチング。行政と民間とでできる新たな可能性を感じることができました。

【行政】

緑区の中山間地域の人口減少への対策や地域振興を推進するうえで、連携・協働により、とても効果的な体制で進めることができました。特に難しい課題にきめ細やかに取り組んでいただいたことで円滑な事業展開ができました。

協働だから「苦勞した」こと

【団体】

津久井地域には合併後も旧町の「独自性」が残っており、それを取り払って協力関係を築くことは、やはり大変なことでした。結果的には各まちづくりセンター等行政の支援で乗り越えられましたが…。

【行政】

藤野観光協会の皆さんと、できるだけ多くコミュニケーションを取り、情報共有を図りたいと思っていましたが、藤野観光協会の皆さんに頼りすぎてしまったことを反省しています。(苦勞ではなく反省ですね。)

団体からこれから応募される方へ
事業の立上げで一番困ったことは人件費、その大部分を行政に負担していただけたことは大変助かることでした。
事業のスタートアップにぜひ利用を検討して下さい。

実施年度 平成30年度～令和2年度
総事業費 292万5千円(初年度予算額)



ピックアップ

協働事業②

若年層に向けた金融教育支援事業

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

+

消費生活総合センター、こども・若者支援課

高校生やその保護者に対して、金融教育や法的に大人になることについての講義、奨学金等支援制度の適正な活用方法の説明や個別相談を行う事業

協働だから「よかった」こと

【団体】

事業を始めるにあたりいつも頭を悩ますのは集客です。今回は市との協働事業ということで、すでに高校とのコンタクトがある市から学校への働きかけをしていただき、単独で行うより時間と労力がかからずスタートできました。

【行政】

「自立した消費者」を目指した事業を行うなかで、ライフプランの作成に金銭的な視点を加えるなど、市の職員だけでは難しかった専門家の知見を交えた講義を実施することができました。

協働だから「苦勞した」こと

【団体】

あらゆる経費において「税金を使用している」という責任を感じながら事業を進めてきました。また、市役所に提出する書類の作成等、事務作業が以前よりも増えました。

【行政】

高校生に伝えたいことが沢山あり、いかに自覚してもらう内容とするかが大変でしたが、お互いのノウハウを生かし学校とも綿密に調整することで、よりよい講義の実現を図りました。

団体からこれから応募される方へ

協働事業で受けられる支援は3年程度であることをふまえ、3年後に単独であるいは他の団体と協働して、事業が継続できるように準備しておく必要があります。

実施年度 令和元年度～令和3年度

総事業費 41万1千円(初年度予算額)

“18歳はもう大人”

*社会経験の少ない18歳の高校生・大学生が“金銭トラブル”“消費者トラブル”に巻き込まれる心配が増加！

*出前授業を学校でいたします

- ① “契約と責任”の話 弁護士
- ② “金融教育”の話 F P
- ③ “奨学金”の話 奨学金アドバイザー



4 提案の募集区分

具体的な協働事業の企画をご提案いただき事業化をめざすもの

市民提案型協働事業

～市民の皆さんの抱えている悩みのタネを解決する～

- ◆ 応募は団体に限ります。
- ◆ 課題設定(テーマ)はありません。
- ◆ 市民の皆さんの日ごろ感じている公共的課題に対し、市との協働により効果的に解決が図られるような解決方策について、自由な発想による提案を募集します。
- ◆ 主体的に事業を実施していただくことが前提となります。

※令和7年度からの事業実施を目指す場合は、4月30日(金)までに事前相談をお済ませください。

行政提案型協働事業

～市の抱えている悩みのタネを解決する～

- ◆ 応募は団体に限ります。
- ◆ 市が抱えている課題で、市民の皆さんと協働して進めたいと思っている事業のテーマを、あらかじめ行政からの提案として提示します。
- ◆ 市から提示されたテーマシートに基づき、市民の皆さんが考える具体的な事業実施の企画(提案)を募集します。

※令和6年度の行政提案型協働事業提示テーマはございません。

課題解決のアイデアを登録・公開し、今後の提案に結びつけるもの

アイデア提案

～市民の皆さんの協働の芽(アイデア)を育てる～

- ◆ 個人の方でも応募できます。
- ◆ 詳細な事業計画に到っていない、人材がそろっていないなど、協働事業提案の要件が不足している場合に活用できます。
- ◆ アイデア提案のままでは、事業化することはできませんが、市民の皆さんが知恵と力を合わせながら、少し時間をかけてアイデアを成長させ、事業提案に結びつける仕組みです。
- ◆ 簡単な様式に思いを書いていただき、登録・公開します。
- ◆ 公開後も状況についてお伺いすることがあります。

応募書式など詳しくは市のホームページをご覧ください。

5 提案者の要件

事業実施の主体性と非営利

- 提案する事業に主体的に関わる(自らが担う)意思を持ったもの。
- NPO(法人格の有無は問いません)、自治会、企業、大学等が、公共の利益を実現するために市内で活動を行うもの。

協働事業提案に応募する方の要件

- 相模原市内に意思決定の場を置くことができること。
- 5人以上の会員で組織している団体であること。
- 1年以上継続して活動している団体であること。
- 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- 予算を持つ団体については、適切な会計処理が行われていること。

次の事項に該当する場合は提案できません

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体。
- 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
- 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「排除条例」という。)第2条第2号から第5号までのいずれかに該当するもの。
- 排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体。

6 提案事業の要件

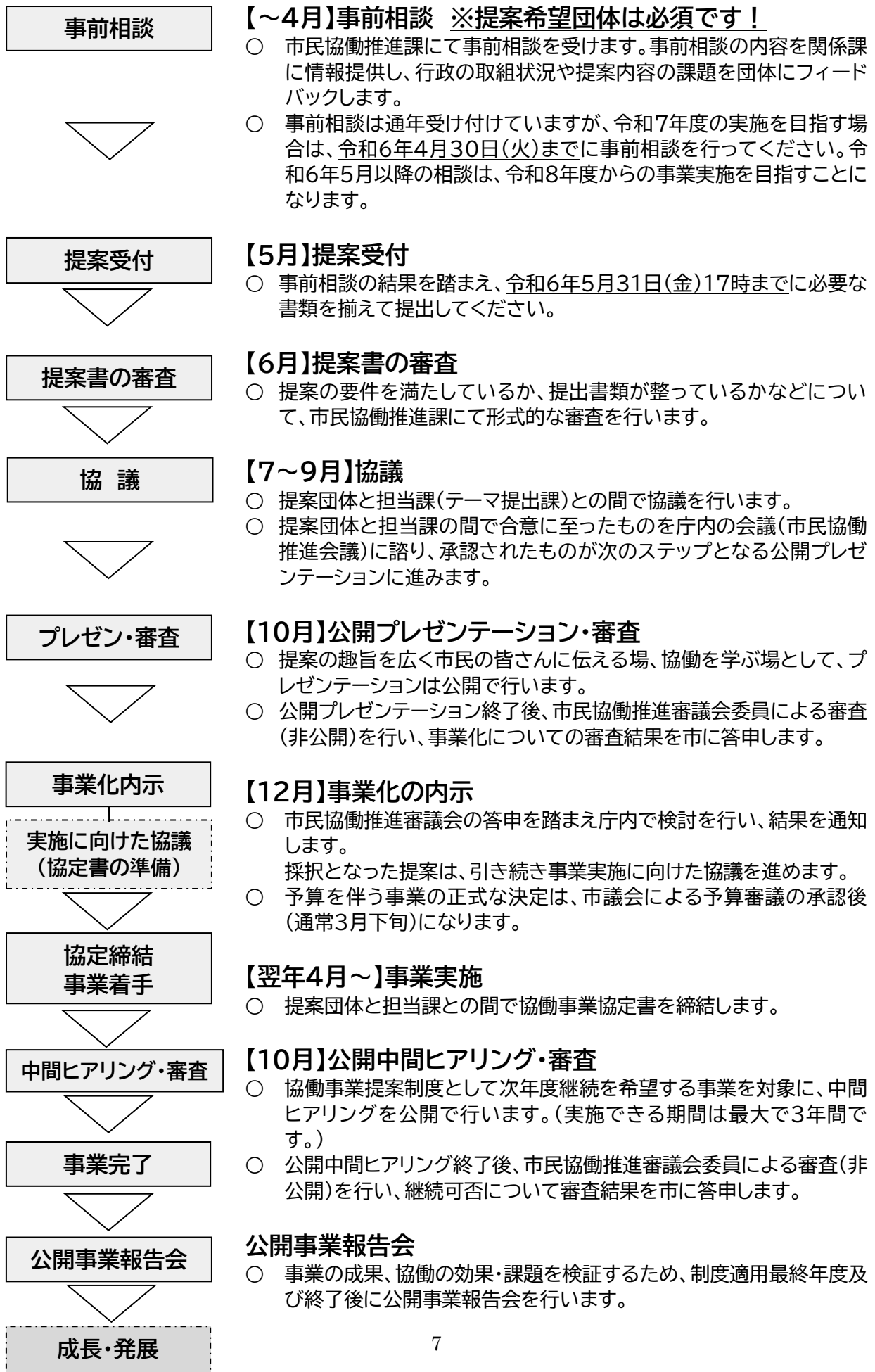
次のいずれにも該当する事業が対象となります

- 提案する市民(団体)自らが担うことが可能なもの。
- 市民と行政が協働することによって、相乗効果が生じると認められるもの。
- 市民と行政が課題意識や目的を共有でき、地域の課題や社会的課題の解決につながるもの。
- 役割分担が明確かつ妥当なもの。
- 予想される成果が明確で、将来展望が明らかなもの。

次の事項に該当する事業は対象となりません

- 営利を主たる目的とするもの。
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの。
- 政策等の提案を主たる目的とするもの。
- 施設等の建設又は整備を目的とするもの。
- 公序良俗に反するもの。
- 相模原市の他の補助制度等の対象となるもの。

7 提案から実施までの流れ



8 事前相談

提案を希望する団体は必ず事前相談を行ってください！

- 提案書提出前に提案内容の概要を把握し、関係課への事前の情報提供、提案内容の課題整理を行うために、市民協働推進課にて事前相談を行います。
- 事前相談シートの内容を関係課に情報提供し、提案団体へ事業実施に向けた課題をフィードバックします。
- 事前相談シートの提出がなかった団体は、提案を行うことはできません。

事前相談

- 期 間 … 〈令和7年度開始事業〉 令和6年4月30日(火) まで
〈令和8年度以降開始事業〉 随時受付
- 時 間 … 午前9時から正午、午後1時から午後5時
- 場 所 … 相模原市役所 市民局 市民協働推進課(市役所第2別館4階)
- 提出書類 … 協働事業提案制度事前相談シート(第2号様式)
団体の規約、定款、会則等

※来庁される場合は、電話(042-769-9225)で相談日時をご予約のうえ、市民協働推進課までお越しください。

※事前に下記アドレス宛に電子メールで提出書類をお送りください。(状況に応じて、オンラインでの相談もお受けします。)

shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

※電子メールでの提出が難しい場合は、下記まで郵送でご提出ください。

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市役所 市民局 市民協働推進課 あて

事前ヒアリング

- 提出していただいた事前相談シートを基に、市民協働推進課及び制度活用推進団体(NPO 法人市民フォーラムさがみはら)によるヒアリングを適宜行います。

9 提案受付

提案時に必要な書類

- ① 協働事業申込書(第1号様式)
- ② 協働事業提案書(第3号様式)
- ③ 協働事業収支予算書(第4号様式)
- ④ 団体の概要書(第5号様式)
- ⑤ 団体の定款、規約、会則等
- ⑥ 団体の昨年度の決算書、今年度の予算書
- ⑦ 団体の会員等の名簿(任意様式)
- ⑧ その他資料(活動概要がわかる資料などがあればご用意ください。)

※この募集要領や第1号様式～第5号様式などの電子データは、市ホームページ

[市政情報](#)－[市政への参加・連携](#)－[市民協働](#)－[協働事業提案制度の概要](#)からダウンロードできます。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/part_partner/1004938/index.html

提案書の提出方法と受付期間

- 提出書類 前述「提案時に必要な書類」のとおり
- 受付期間 **5月7日(火)から5月31日(金)17時まで(必着)**
- 提出先 相模原市役所 市民局 市民協働推進課
- 提出方法 原則として電子メールで下記アドレスにお送りください。

shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

※**件名の最初に【協働事業応募】と必ず入れてください。**

※電子メールでの提出が難しい場合は、下記まで郵送でご提出ください。

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市役所 市民局 市民協働推進課 あて

10 事業継続・実施期間

- 事業期間は、原則として単年度となりますが、市長が特に認めた場合は、最長3年度まで実施を認めることがあります。継続を希望する場合は、提案時に協働事業提案書(第3号様式)の該当欄に記入してください。
※ただし、事業の継続を担保するものではありません。
- 提案時に協働事業継続希望の意思表示がされている事業は、次年度以降改めて提案書を提出していただく必要はありません。
- 市は、公開中間ヒアリングの審査結果を踏まえ、事業継続の可否を決定します。
- 継続の決定をした事業は、次年度の協定締結に向け、事業担当課に事業計画書(案)、収支予算書(案)を提出していただきます。

11 経費

基本的な考え方

- 費用のかからない事業や少額の実業も対象とした制度です。
- 費用が必要な場合は、事業の継続性を高めるためにも、極力受益者からの負担金の徴収や、企業協賛の募集などによる資金確保に努めてください。
- 実施団体の自己資金、受益者負担金、企業等協賛金、役割分担に基づき市に負担を求める経費を提案書類に記載してください。
- 本制度は、あらかじめ一定の実業費を担保したものではないため、提案書等に記載された市負担金を保証するものではありません。

事業費の費目

費目(例)		内 容
1	人件費 (賃金・報酬)	会員(団体の構成員)などが業務に従事した場合の賃金 <u>市負担金の上限基準あり</u>
2	報償費 (講師等謝礼)	外部の講師・専門家への謝礼 ※会員が講師を務める場合は「人件費」として算定すること <u>市負担金の上限基準あり</u>
3	旅費(交通費)	事業を実施するために必要な交通費
4	消耗品費	事業に直接必要とされる物品のうち使用可能期間の短いもの・文具類等の購入費(一点が10,000円未満)
5	備品購入費	事業に直接必要な器具の購入費 ※原則としてリース対応が困難又は著しく不利益な場合に限定 <u>市負担金の上限基準あり</u>
6	印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷代など
7	光熱水費	事業に使用する施設の電気使用料、水道使用料、ガス使用料など
8	通信運搬費	郵便料(切手・はがきなど)、宅配便代など ※団体の電話代、インターネット使用料は対象外
9	広告料	事業実施の開催告知等を新聞・雑誌等で広告するための掲載料
10	使用料及び賃借料	会場使用料、物品等の借料・リース料
11	原材料費	事業に必要な物品を作成するための原料費又は工作等のための材料費
12	保険料	事業を実施するために加入するイベント保険、ボランティア保険など ※個人の生命保険料や車の損害保険料は対象外

※上記の費目によりがたい経費については、協議の中で調整させていただきますので、別途任意に記載してください。

市の経費負担

- 事業に必要な経費の総額に対して、初年度は90%以内で負担します。
(費目ごとに90%以内ではなく、総額に対して90%以内)
- 協働事業提案制度での実施期間が終了した後も団体が自立した活動を維持していくために市の経費負担割合に傾斜をつけています。2年度目は80%以内、3年度目は70%以内の負担となりますので、協賛金など団体の自主財源の確保に努めてください。
- 一部の経費については、市負担金の上限基準に注意して積算してください。団体の自己資金等による上乗せは可能です。

上限基準

費目	市負担金の上限基準											
<p>人件費 (会員などが業務に従事した場合の賃金)</p>	<p>ア 企画立案・分析・相談業務・システム構築など知識や技術を要する業務 ⇒ 1時間当たり上限1,168円以内</p> <p>イ 事業遂行上、専門性のある資格が必要な業務 ⇒ 1時間当たり上限1,187円～1,299円</p> <table border="1"> <tr> <td>保育士</td> <td>1時間当たり上限1,187円以内</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>1時間当たり上限1,187円以内</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>1時間当たり上限1,299円以内</td> </tr> </table> <p>※記載のないものは、上記に準じ、協議等により決定します。</p>		保育士	1時間当たり上限1,187円以内	社会福祉士	1時間当たり上限1,187円以内	看護師	1時間当たり上限1,299円以内				
保育士	1時間当たり上限1,187円以内											
社会福祉士	1時間当たり上限1,187円以内											
看護師	1時間当たり上限1,299円以内											
<p>謝礼 (外部から講師・専門家を招へいする場合)</p> <p>※会員が講師を務める場合は「人件費」として算定して下さい。</p>	<p>市の講師謝礼基準に従い、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>大学教授、弁護士、医師、著名民間専門研究者、民間企業経営層等</td> <td>1時間当たり 15,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者等</td> <td>1時間当たり 12,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大学講師、短期大学准教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者等</td> <td>1時間当たり 10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>民間企業課長級</td> <td>1時間当たり 8,000円以内</td> </tr> <tr> <td>小・中・高等学校校長</td> <td>1時間当たり 3,000円以内</td> </tr> </table> <p>※記載のないものは、上記に準じ、協議等により決定します。</p>		大学教授、弁護士、医師、著名民間専門研究者、民間企業経営層等	1時間当たり 15,000円以内	大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者等	1時間当たり 12,000円以内	大学講師、短期大学准教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者等	1時間当たり 10,000円以内	民間企業課長級	1時間当たり 8,000円以内	小・中・高等学校校長	1時間当たり 3,000円以内
大学教授、弁護士、医師、著名民間専門研究者、民間企業経営層等	1時間当たり 15,000円以内											
大学准教授、短期大学教授、民間専門研究者等	1時間当たり 12,000円以内											
大学講師、短期大学准教授、税理士、民間企業部長級、民間技術者等	1時間当たり 10,000円以内											
民間企業課長級	1時間当たり 8,000円以内											
小・中・高等学校校長	1時間当たり 3,000円以内											
<p>備品購入費</p>	<p>事業に使用するもので、概ね3年以上使用できるものが対象。購入価格(単価)により市負担割合を定めます。制度適用期間後の扱いは協定で定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>1万円未満</td> <td>100%以内</td> </tr> <tr> <td>1万円以上10万円未満</td> <td>50%以内</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>原則、対象外。ただし、審査会が特に認めた場合は50%以内で充当可とする。</td> </tr> </table>		1万円未満	100%以内	1万円以上10万円未満	50%以内	10万円以上	原則、対象外。ただし、審査会が特に認めた場合は50%以内で充当可とする。				
1万円未満	100%以内											
1万円以上10万円未満	50%以内											
10万円以上	原則、対象外。ただし、審査会が特に認めた場合は50%以内で充当可とする。											

対象外経費

- 食糧費
- 施設整備費
- 敷金・礼金等
- 団体の経常経費

管理費加算

- 協働事業を実施することに伴い、書類の作成や情報発信などの事業管理費が必要となることから、90%以内の市負担金とは別に、総事業費の5%以内で10万円を上限に、管理費を加算できます(千円未満切り捨て)。
- ただし、団体のホームページで、事業の概要や進捗、結果報告を発信することを条件とします。
- 公開中間ヒアリング等で情報発信の状況を確認します。

積算イメージ

費目	積算根拠	負担内訳		費目ごと計
		市負担金	団体負担金 (協賛金等含む)	
人件費① 取材・原稿作成分	@1,000×2h×20日×5人	200,000	0	200,000
人件費② ★1 取りまとめ作業分	@1,200×2h×10日×2人	40,000	8,000	48,000
消耗品費	ハインダー@150円×6冊 封筒100枚入@500×10包	0	5,900	5,900
備品購入費 ★2	ICレコーダー@16,000×1	8,000	8,000	16,000
印刷製本費	@50×2,000冊	0	100,000	100,000
通信運搬費	郵便代@82×1000通	82,000	0	82,000
小計		330,000 (A)	121,900 (B)	451,900 (C=A+B)
		(73.03%)	(26.97%)	(100%)
管理費加算 ★3	総事業費Cの5%以内≦10万円	22,000		22,000
合計		352,000	121,900	473,900

★1 人件費②として時給1,200円で積算していますが、市負担金は上限以内とし、残りは団体が負担しています。

★2 単価1万円を超える備品なので、団体と市が50%ずつ負担しています。

★3 総事業費(C)の5%÷22,000円(千円未満切り捨て)を管理費として加算しています。

市負担金支出の手続き等

- 原則として、事業実施に当たり市が負担する経費については、「負担金」として、一括又は分割して実施団体に支出します。
- 公金の支出に当たり、協定書、事業実施計画書、収支予算書等の作成を別途お願いします。
- 協働事業の実施に関する経費の支出にあたっては、帳簿を備え、支出の内容を証する書類(領収書)は必ず保管してください。
- 事業終了後、市負担金に残額が生じた場合は、精算していただきます。

12 提案書等の公開(透明性の確保)

- 制度運用の公正性や透明性を高めるため、提案団体名や事業の概要は、市ホームページ等で公開します。(個人情報を除く。)
- 公開プレゼンテーションや公開中間ヒアリング等の開催時には、提案書や調書など、事前に作成いただいた資料の一部を、来場者に配布します。
(提案団体の皆さんの課題意識や取組姿勢がより明確に伝わります。)
- 提出された書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

13 審査

公開プレゼンテーションによる審査は、市民協働推進条例に基づく市民協働推進審議会審査作業部会5名(審議会委員3名及びアドバイザー2名)が、ページ下段に掲載の審査基準に則って審査を行います。

審査基準の得点は、一人あたり30点満点となっています。それぞれの項目に審査の視点がありますので、審査の視点を意識してご提案ください。

審査員5人の合計点が70点以下、または、審査員全員が2点以下の点数を付けた項目があった事業は、協働事業として見送ることが適当な事業と評価します。また、上記に該当しない事業についても、総合的に検討し、協働事業として実施することが適当な事業かどうかを評価します。

相模原市協働事業提案制度 審査基準

審査項目	審査の視点 評価のポイント	得点
事業の必要性・妥当性	事業が必要となる問題状況の捉え方が適切であり、事業の内容や方法(手段)は妥当なものであるか。 ・課題、データ、ニーズの把握と分析。 ・課題解決のための事業としての内容の妥当性。	/5
事業の公益性	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるものであり、市が関与することが相応しい事業であるか。 ・利益を受けるものの範囲。 ・市が事業主体になることの妥当性。	/5
協働の必要性	役割分担が妥当であり、課題解決のために協働という手法が必要とされているか。 ・団体と市が協働することの妥当性。 ・それぞれの特性を理解した役割分担。 ・協働することによる相乗効果。	/5
実現可能性	団体と市にお互いの状況を理解した上で事業に取り組む姿勢があり、事業を実現するために必要な能力、プレゼンテーション力があるか。 ・団体と市の相互理解。 ・事業遂行のための能力や体力。 ・プレゼンテーション力。	/5
事業の効果	目標や成果が明確かつ的確であり、社会におよぼす影響力があるか。 ・目標、成果設定の妥当性。 ・効果に対する経費の妥当性。 ・今後の市民活動、地域活動や行政に対する波及効果。	/5
発展の見込と 将来展望	制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性が見込まれるものであるか。 ・事業の成果を生かした発展性。 ・制度適用期間後の将来展望。	/5
合計点数		/30

14 総合計画該当チェック

未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～

計画期間 令和2年度から令和9年度まで

市の総合計画は、全ての市民が安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次代に引き継いでいくため、計画的なまちづくりを進める指針を明らかにするもので、市政運営の最も基本となる計画であり、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めています。



※市総合計画は、右の二次元コードもしくは下記 URL よりご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seisaku/1015646/index.html>

提案書の「市総合計画 該当施策」の欄には、次から施策番号と施策名を選んで記入してください。(例:「施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備」)

目指すまちの姿Ⅰ 夢と希望を持って成長できるまち

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備

施策2 子ども・若者の育成支援

政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

施策3 幼児教育・学校教育の推進

施策4 家庭や地域における教育力の向上

施策5 生涯学習・社会教育の振興

目指すまちの姿Ⅱ 笑顔で健やかに暮らせるまち

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

施策6 地域福祉の推進

施策7 生活に困窮する人の自立支援

施策8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進

施策9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

施策10 健康づくりの推進

施策11 医療体制の充実

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

施策12 多文化共生の推進と世界平和の尊重

施策13 人権の尊重と男女共同参画の推進

目指すまちの姿Ⅲ 安全で安心な暮らしやすいまち

政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

施策14 災害対策の推進

施策15 消防力の強化

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

施策16 保健衛生体制の充実

施策17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

施策18 暮らしやすい住環境の形成

施策19 魅力的な景観の形成

目指すまちの姿Ⅳ 活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策9 活力と魅力あふれる都市をつくりま

- 施策20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進
- 施策21 広域交通ネットワークの形成
- 施策22 安心して移動できる地域交通の形成
- 施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成
- 施策24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化

政策10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興しま

- 施策25 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築
- 施策26 誰もが働きやすい環境の整備
- 施策27 商業の振興
- 施策28 観光交流都市の形成
- 施策29 持続可能な力強い農業の確立

政策11 基地全面返還の実現を目指しま

- 施策30 基地の早期返還の実現

政策12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくりま

- 施策31 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現
- 施策32 文化の振興と文化を通じた活力の創出

目指すまちの姿Ⅴ 人と自然が共生するまち

政策13 地球環境にやさしい社会をつくりま

- 施策33 温室効果ガスの削減と気候変動への適応
- 施策34 環境を守る体制の充実
- 施策35 循環型社会の形成
- 施策36 廃棄物の適正処理の推進

政策14 恵み豊かな自然環境を守り育てま

- 施策37 水源環境と森林環境の保全・再生・活用
- 施策38 野生鳥獣の適正な管理
- 施策39 生物多様性の保全と活用

政策15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくりま

- 施策40 生活環境の保全
- 施策41 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進

目指すまちの姿Ⅵ 多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

政策16 いきいきとした地域コミュニティをつくりま

- 施策42 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進
- 施策43 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

政策17 持続可能な行財政運営を行いま

- 施策44 効率的な行政サービスの提供
- 施策45 市民と行政のコミュニケーションの充実
- 施策46 公共施設マネジメントの取組の推進
- 施策47 戦略的なシティプロモーション

15 よくある質問

Q(質問の概要)		A(考え方)
提案数	1つの団体が、複数の事業提案を行うことは可能ですか。	事業実施を前提とした提案制度であることから、1つの事業に絞ってご提案をいただくことが望ましいと考えます。
既存制度	既に、市の補助制度や支援制度がある場合はどのようになりますか。	既存制度により対応が可能な場合には、既存制度をご活用いただくこととなります。
提案書	記載欄に収まらないのですが、どのようにしたらよいですか。	提案書等を整理する関係上、各様式の記載欄の範囲内で要点を記載してください。補足がある場合は、自由記述欄に記入するか、別紙を添付してください。
相談等	提案書の提出に当たり、アドバイスをしてもらうことは可能ですか。	市及び制度活用推進団体が、アドバイスを行わせていただきます。提案書の作成、プレゼンテーションの仕方などについてもご相談ください。
相談等	事前相談は必ずしなければならないのですか。	市民提案型協働事業の場合は必ずご相談ください。オンラインでの事前相談も受け付けております。ご提出いただいた事前相談シートの内容を関係する課に情報提供し、提案書提出前に事業化に向けた課題等を団体にお知らせします。提案内容の精査や協働事業の趣旨に沿った提案への底上げに繋げてください。
協議担当	協議の場には、決まった担当者がいるのですか。	初回の協議では、事業の発展性・波及効果を探るため複数の関係課職員が協議に参加させていただくことがあります。2回目以降は、原則として主たる担当課職員を中心として協議を進めていただくこととなります。
協議結果	協議期間内に事業実施上の課題が整理されなかった場合は、どのようになりますか。	協働事業提案制度は、協働することが目的ではなく、認識された地域課題や社会的課題を解決することを目的としています。協議期間内に課題が整理されず合意に至らなかった場合、今年度の公開プレゼンテーションに進むことは出来ませんが、双方が協働することによって課題が効果的に解決されるという認識を共有できていれば、次年度の提案に向けて、協議を継続することができます。ただし、提案書は改めて提出していただくこととなります。
同一提案	同様の事業提案が複数の団体からあがってきた場合、提案団体同士が協働することは可能ですか。	課題解決のために提案団体間で連携・協力が可能な事業については、市民間での協働を視野に入れた事業として再構築していただきたいと考えます。
備品購入費	5,000 円の備品を3つ購入して 15,000 円の経費がかかる場合は、市の経費負担は100%以内か50%以内のどちらですか。	備品購入費は、1つの備品がいくらになるかで判断します。この場合は、1つの備品が 5,000 円のため、市の経費負担は 1 万円未満の100%以内です。

Q(質問の概要)		A(考え方)
人件費	事業実施に当たり人件費を計上している団体、計上していない団体がありますが、協働事業では人件費を計上した方が良いのですか。	事業の内容や専門性、また団体の考え方によっても、人件費を支払うかどうかは一律に判断することができないものと考えます。 協働事業提案制度においても、時給で人件費を考えるのではなく、昼食や交通費相当の実費程度としている事業も多くあります。 総事業費がどの程度になるか、全体像の把握が必要ですので、人件費については団体として負担する額についても、収支予算書に記載していただきたいと考えます。なお、人件費に市負担金を充当する場合には、充当できる上限基準額がありますのでご注意ください。 また、積算根拠として、団体の人件費の実績などを示していただく場合があります。
経費の負担割合	市負担割合の上限が実施年度ごとに減少する理由はなぜですか。	協働事業提案制度で実施する事業は、市と団体が適切な役割分担により地域課題、社会的課題の解決に繋がるものを想定しており、協働事業提案制度適用期間終了後も継続した事業が実施できるように考えていく必要があります。そのため、制度適用期間終了後の団体の自立に繋がるよう、市負担割合の上限を実施年度ごとに減少させています。(初年度…90%、2年度目…80%、3年度目…70%)
経費全般	事業費の総額や、市負担金は提案書に記載した額で実施できますか。	協働事業提案制度では、補助・助成金制度とは異なり、提案された後に事業関係課との協議の機会が設けられていますので、経費負担のあり方についても、協議の中で整理をすることとなります。また、審査・採択の過程で意見が付されることもあります。 ご提案をいただく段階では、あくまでも提案団体が想定している金額をご記入いただき、記載した額の根拠を説明できるよう準備をしてください。
団体の要件	提案に向けて設立した団体でも応募は可能ですか。	団体の活動状況などで、運営の健全性や事業の実施能力を確認させていただくため、応募時点で1年以上活動の実績があることを条件としています。 なお、1年以上の活動実績のある団体同士が新たに合併した場合などは、別途ご相談ください。
団体の要件	構成員の中に相模原市民がいない場合でも提案できますか。	構成員が相模原市民でなければならないという要件はありませんが、事業を実施する中で、是非相模原市の住民も巻き込んだ形で、事業を発展させていただければと考えます。
事故時の対応	怪我については参加者の責任としているところですが、協働事業の場合、万が一事故が発生した場合のリスク負担はどのようになりますか。	リスク負担についても協議の中で整理することになりますが、基本的には、実施団体において対応していただくこととなります。 そのため、傷害保険や賠償責任保険の加入などの対応を踏まえ、収支予算書を作成してください。
事業費	事業費の上限額は設けられていますか。	ご提案いただく事業について、事業費や市負担金の上限額は設けておりません。 しかしながら、厳しい財政状況の下、市が実施する各事業においても見直しを行っているところであり、協働事業についても必然的に質の高さや費用対効果が求められています。

16 過去の採択事業(令和元年度以降)

【令和元年度】

No.	事業の名称・初年度費用 提案団体の名称	事業の目的・概要 事業担当課
1	防災意識の普及啓発、持続可能なエネルギーと人の繋がりでの活性化事業 総事業費:3,700,000円 市負担金:3,150,000円	電気をはじめとした災害時に役立つ知識や防災・減災に資する知識、自助や共助の重要性などについて、幅広い世代へ普及啓発するため、イベントへの出展や、関心のある団体に対して出前ワークショップを実施する。
	藤野電力	危機管理課/緑区役所地域振興課 藤野まちづくりセンター/政策課(旧:企画政策課)
2 (行)	オープンデータ活用促進事業 総事業費:30,000円 市負担金:-	オープンデータの利活用促進のため、市民に役立つオープンデータのニーズを掘り起こし、目に見えるサービス・アプリケーションの活用事例づくりを行い、オープンデータ活用実績として周知を行う。
	さがみはら IT 協同組合	DX推進課(旧:情報政策課)
3 (行)	共助によるまちの身近な安全対策の促進事業 総事業費:1,432,000円 市負担金:1,272,000円	近年、各所で大規模な地震、台風による被害が頻発しており、私たちの生活や財産に多大な影響を及ぼしている。身近にある危険な要因として管理不全のブロック塀の倒壊や屋外広告物の落下などが挙げられ、こうした危険要因を除去し、適切な情報提供を行い、安全に対する意識の向上を目指す。
	NPO 法人建築文化研究会	建築政策課(旧:建築・住まい政策課)

【令和2年度】

No.	事業の名称・初年度費用 提案団体の名称	事業の目的・概要 事業担当課
1	「住んでみたいまち相模原をめざす移住・定住促進事業 総事業費:4,374,000円 市負担金:3,922,000円	人口減少の時代にあって、「住んで良かった」と思えるまちづくりに貢献するために専用HPの運用、移住・定住に関する全般的な相談事業、中山間地域の住環境整備及び空き家対策等の事業を実施する。
	藤野観光協会	緑区役所地域振興課/観光・シティプロモーション課 住宅課(旧:建築・住まい政策課)
2	食品ロスと食の格差解消で夢と希望が持てるまちづくり 総事業費:614,000円 市負担金:537,000円	規格外や賞味期限間近の食材が廃棄されている一方、明日の食事にも困る世帯に食材を適宜配布することで循環型社会を実現させる。また、食の格差を削減することで、市民の暮らしの満足度を高め、子どもや若者をはじめ誰もが生涯にわたり活躍でき、笑顔と希望があふれるまちを次代につなぐ。
	フードコミュニティ	青少年学習センター/子育て給付課・資源循環推進課
3	市民参加による「さがみはら散歩」作成事業 総事業費:1,520,000円 市負担金:1,341,000円	相模原を市民がよく知り、全国に発信していくために、相模原を紹介する書籍を市民参加により作成したい。書籍には、文章、写真、地図、文芸作品などのほか、歴史、文化等を掲載し、総合的に相模原を知る資料とする。
	市民講座 まなびのライブ塾	観光・シティプロモーション課/生涯学習センター

【令和3年度】

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務継続計画(BCP)の発動により、新規提案の採択を令和4年度に先送りしました。

【令和4年度】

No.	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	里山保全・再生と活用のモデル検討事業 総事業費:3,168,000円 市負担金:2,682,000円	森林面積が6割の相模原市には、街に接する里山林が多数あるが、その活用が不十分のため、手入れや再生が行き届かない里山林が多い。そのために、里山林の積極的な活用を通して、その保全と再生を図る。
	NPO 法人自遊クラブ	森林政策課
2	「さがみん条例」の1つのシンボルとなる相模原市オリジナル教育プログラム＝「シビックプライド向上ゲーム」開発事業 総事業費:730,000円 市負担金:650,000円	現在、相模原市には、シビックプライドを醸成するための代表的な教育プログラムはなく、市の魅力を「パズルとクイズカード」で遊びながら学べ、シビックプライドを涵養する教育プログラム(＝ゲーム)を開発する。
	相模原市印刷広告協同組合	観光・シティプロモーション課
3	野生鳥獣被害の実態や対策、生物の多様性を周知する事業 総事業費:834,000円 市負担金:743,000円	野生鳥獣による農作物の被害の状況やその対策を周知すると共に、野生動物の命の尊厳を守り、野生動物と人間との共生の在り方について市民と共に考える場を作り、生物多様性の保全と理解を促進する。
	野生動物との共生の会	緑区役所区政策課
4	「城山自然の家」を観光ゲートとした城山エリアでのe-bikeツアーの造成 総事業費:2,026,000円 市負担金:1,815,000円	中山間地域への入口(ゲート)に位置する「城山自然の家」を観光ゲートとし、相模原市緑区の城山エリアにおける特徴的な観光である自然散策をe-bikeツアーと組み合わせることでアクティビティ要素を加えた体験型観光に昇華し、当該エリアが抱えている課題(二次交通、来訪者属性の偏り、認知度の低さ、観光資源の未成熟さなど)の解決を図る目玉コンテンツとして造成する。
	城山観光協会	観光・シティプロモーション課 城山まちづくりセンター

【令和5年度】

No.	事業の名称・初年度費用	事業の目的・概要
	提案団体の名称	事業担当課
1	「ユニバーサルデザイン普及・啓発事業」 総事業費:940,000円 市負担金:797,000円	積極的な取材・調査によって「ユニバーサル通信」における事例・情報紹介の紙面を豊かにし、発行頻度を増やし、配布対象を官民・市民に拡大して、市民のUD理解を深めて、共生社会の礎となる意識形成に資する。
	NPO 法人ここずっと	地域包括ケア推進課

平成30年度以前については、右の二次元コードもしくは下記URLよりご確認下さい。
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/partnership/1004938/index.html



さがみはら市民活動サポートセンターをご利用ください！



サポートセンターは、市民活動や NPO・ボランティアなど公益的な活動をしている人たちの支援をしています。活動を始めてみたい、もっと活発に活動したいと思っている方はお気軽にセンターにお越しください。運営は、市と NPO 法人さがみはら市民会議が協働で行っています。

サポートセンターでは、会議や打合せ、作業などの場の提供や、活動に役立つ情報の収集・発信、市民活動の活性化を図る講座や団体間の連携を進めるカフェやフェスタの開催、さらには、団体の立ち上げや組織の運営等の相談、各種助成金の案内などを行っています。

※市民活動とは、市民が主体的、自発的に行う営利を目的としない公益的活動であって、宗教、政治、選挙活動を除きます。公益的な活動とは、不特定多数の人の利益の増進に寄与することを目的とする活動(社会貢献活動)です。趣味の範囲での活動はご遠慮ください。

○オープンスペース(6人テーブル×4)

予約なしで自由にご利用できます。

○会議室(定員 24 人)

事前予約が必要です。登録団体のみ利用できます。(無料)

○ロッカー(48 個)

活動に必要な印刷用紙、参考図書、事務用品などの保管場所にご利用できます。

○レターケース

郵便の受け取りやメンバー間の連絡 BOX としてご利用できます。

○印刷、コピー

印刷機やコピー機、紙折り機、丁合機等を備え、チラシや会報を印刷できます。(有料)



さがみはら市民活動サポートセンター

所在地:中央区富士見 6-6-23(けやき会館 3 階)

電話/FAX:042-755-5790

開館時間:火・金曜日 午前 9 時～午後 9 時まで

水・木・土・日曜日 午前 9 時～午後 5 時まで

休館日:毎週月曜日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)、

定期点検・定期清掃日ほか

URL:<https://www.sagamaru.org/>

E-mail:sagami.saposen@iris.ocn.ne.jp

お問い合わせ

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-9225

FAX 042-754-7990

E-mail shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp